

## 日野市パートナーシップ制度(素案)

### 1. 制度導入の趣旨・目的

身体の性と自分が認識する性が一致しない、同性が好きなど一般的に「性的マイノリティ」「LGBTQ+」<sup>1</sup>(以下、「多様な性の当事者」と表現します)といわれる方たちの多くは、差別や偏見を恐れ、悩みや不安を抱えていても、家族や周りの人に打ち明けることができずにあります。また、お互いをパートナーとして誓う相手がいても、証(あかし)となるものがなく、住居選びや医療の場面でサービスが受けられないなど、日常生活に困難を抱えています。

多様な性の当事者は、「いない」のではなく、「声をあげられない」のです。それは、多様な性の当事者の方たちの心のつらさ、生活する上での困難に対し、**社会の理解が不十分だから**ではないでしょうか。

日野市では、令和2年6月にパートナーシップ制度導入に関する請願が市議会で採択され、令和3年4月に策定した「第4次日野市男女平等行動計画」により「多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまち=日野」を掲げ、多様な性の当事者に寄り添った取組みの一つとして、パートナーシップ制度を構築することとしました。

「日野市パートナーシップ制度(素案)」は、主に日野市男女平等基本条例(以下、「条例」とします)第13条に定める「日野市男女平等推進委員会」と、新たに本制度の検討のために設置した「日野市パートナーシップ制度検討委員会」などで、当事者や支援者、有識者からご意見をいただきながら策定してまいりました。

本制度を導入することで、**性自認<sup>2</sup>**や性的指向<sup>3</sup>によらず、人生を共に歩むパートナーとしての2人の関係を大切に、①多様な性の当事者の日常生活での困りごとを解消し、②地域の理解を進め、③多様な性・多様な生き方を尊重しあえるまちを目指します。

コメントの追加 [A1]: 【資料 1-2】 P2-No4

コメントの追加 [A2]: 【資料 1-2】 P2-No5

コメントの追加 [A3]: 【資料 1-2】 P2-No6、P3-No7  
→ 【資料 2】 条例改正案や 【資料 4】 利用ガイドに反映

<sup>1</sup> LGBTQ+ … 「L」(レズビアン: 性自認が女性で、女性を好きになる人)、「G」(ゲイ: 性自認が男性で、男性を好きになる人)、「B」(バイセクシュアル: 同性も異性も恋愛対象になる方)、「T」(トランスジェンダー: 身体の性が性自認と一致しない人)、「Q」(クエスチョニング: 自身の性のあり方が分からない、あるいは決めたくない方)、クィア: 性的マイノリティ全体を意味する言葉)、「+」(プラス: LGBTQ 以外の多様な性)の頭文字をとって「LGBTQ+」と表現され、性的マイノリティの総称のひとつとして使われています。

<sup>2</sup> 性自認(心の性)…自分がどの性別であるか、あるいはないかについての認識。

<sup>3</sup> 性的指向(好きになる性)…恋愛などの関心がどの性に向くか、あるいは向かないかのこと。例えば、同性が好き、異性が好き、好きになる性がないなど。

## 2. 制度の概要

市長に、人生を共に歩むパートナーとして宣誓をした 2 人に宣誓証明書及び宣誓証明カード(以下、「宣誓証明書等」とします)を交付します。

### (1) 制度の名称

日野市パートナーシップ制度

### (2) 制度の根拠

条例に制度を位置づけ、具体的な手続きを条例施行規則に定めます。

### (3) 用語について

#### ① パートナー

人生を共に歩む伴侶のこと。

#### ② パートナーシップ

2人が互いをパートナーとし、互いの人権を尊重し、協力し合うことを約した関係のこと。

### (4) 制度の対象者について

次の①～⑥の項目すべてに該当する方を対象とします。

① パートナーシップにあること。

② 満 18 歳以上であること。

③ 双方に配偶者がいないこと、及び双方に相手方以外に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナー、交際相手がないこと。

④ 民法第 734 条(近親者間の婚姻の禁止)、735 条(直系姻族間の婚姻の禁止)、第 736 条(養親子等間の婚姻の禁止)に規定する婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことによりその関係に該当する場合を除く。

⑤ 次のいずれかに該当すること。

ア. 双方が、市内に住所を有する。

イ. 一方が、市内に住所を有する。

ウ. 双方が、宣誓日から 3 箇月以内に市内に転入を予定している。

⑥ 一方又は双方が、多様な性の当事者であること。

コメントの追加 [A4]: 【資料 1-2】 P3-No8、No9

### (5) 宣誓の手続きに必要な書類

① 日野市パートナーシップ宣誓書(以下、「宣誓書」とします)

宣誓書は、日野市のホームページからダウンロードできるほか、平和と人

#### 【資料 1-1】

権課の窓口でお配りします。また、窓口でご宣誓される場合は、宣誓日当日に受付窓口でお渡しすることもできます。

- ② 住民票の写し
- ③ 戸籍個人事項証明書又は独身証明書（日本国籍を有しない方は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳）
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ⑤ **その他**

宣誓は通称名<sup>4</sup>を使用することができます。通称名を使用して宣誓する場合は、日常的に使用していることが分かる書類(社員証や郵送物の宛名など)の提出が必要です。

コメントの追加 [A5]: 【資料 1-2】 P3-No10 (質問)

#### (6) **宣誓手続きの流れ**

##### ① 必要書類等の準備

事前にお電話等で平和と人権課にご連絡いただき、対象要件、必要書類をご確認いただき、窓口で宣誓される場合は、日程等を調整していただきます。

##### ② パートナーシップ宣誓

宣誓書と必要書類を窓口もしくは郵送でご提出いただきます。

###### ア. 宣誓できる窓口

平和と人権課、市民窓口課、七生支所

\* 窓口でご宣誓される場合は、事前に平和と人権課にご連絡をいただき、日程等の調整が必要です。

###### イ. 郵送先

平和と人権課

##### ③ 宣誓証明書等の交付

書類の審査後、宣誓したお 2 人に宣誓証明書(A4 サイズ)と宣誓証明カード(名刺サイズ)を交付します。

\* 宣誓を通称名で宣誓した場合

宣誓証明書等の氏名欄に通称名を表記し、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

\* お 2 人ともが、日野市に 3 か月以内に転入予定で宣誓した場合

宣誓日から 6 か月の有効期限付きの宣誓証明書等を交付いたします。

コメントの追加 [A6]: 【資料 1-2】 P3-No11~No13  
→ 【資料 4】 利用ガイドに反映

<sup>4</sup> 通称名…戸籍上の氏名以外の呼称で、戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上使用しているものをいいます。通称名を使用して宣誓した場合は、宣誓証明書等の氏名欄に通称名を表記し、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

#### 【資料 1-1】

この場合、3か月以内に転入し、有効期限内に変更届をご提出いただくと、有効期限のない宣誓証明書等を交付いたします。(有効期限を6か月とする理由：宣誓日から3か月以内に日野市内にご転入いただき、さらに転入日から3か月以内に変更届((6)-④-ア参照)をご提出いただくことを想定し、有効期限を6か月としています。)

#### ④ 宣誓証明書等の交付後の手続きについて

次のア～ウの届け出を、平和と人権課へ郵送もしくはご持参いただき、ご提出いただきます。各届け出の用紙は、日野市のホームページからダウンロードできるほか、平和と人権課の窓口でお配りします。

##### ア. 変更届

宣誓証明書等の記載事項(氏名(通称名・戸籍上の氏名)、有効期日)に変更があった場合に、ご提出いただきます。

##### イ. 再交付届

交付された宣誓証明書等を紛失・汚損などした場合に、再交付届をご提出いただくと、宣誓証明書等を再交付します。

##### ウ. 返還届

上記「(4) 制度の対象者について」の①～⑥の項目のいずれか1つ以上該当しなくなった場合、宣誓証明書類等と一緒に返還届をご提出いただきます。

#### (7) 宣誓証明書等の活用について

市が提供する市民向けサービス(市営住宅など)について、宣誓証明書等の交付を受けた方が利用できるよう検討しています。また、併せて日野市の職員の福利厚生(結婚休暇、忌引休暇など)への対応も検討しています。

#### (8) 宣誓証明書等の取り消しについて

虚偽など不正な手段で宣誓証明書等の交付を受けたときや、宣誓証明書等を改ざんした場合、不正に使用した場合は、宣誓証明を取り消します。宣誓証明が取り消された場合、期限を設けて宣誓証明書等の返還を求め、期限までに返還されない場合は、特定の個人が識別されない範囲において情報を公表します。なお、公表する情報は、宣誓証明書等の交付番号を想定しています。

### 3. 今後のスケジュールについて

---

令和4年6月～7月 パブリックコメント実施

令和4年12月 令和4年第3回市議会定例会にて条例改正案を上程

令和 5 年 3 月～4月 制度開始予定

#### 4. 日野市パートナーシップ制度(素案) 検討にかかる参考資料

---

日野市パートナーシップ制度(素案)は、主に条例第 13 条に定める「日野市男女平等推進委員会」と、新たに本制度の検討のために設置した「日野市パートナーシップ制度検討委員会」などで、当事者や支援者、有識者からご意見をいただきながら策定してまいりました。両委員会では、制度の骨格から、具体的な条例等の改正案についてもご意見を伺っております。

両委員会の要点録、資料等は日野市ホームページからご覧いただけます。次の URL 等をご参照ください。

日野市ホームページ掲載箇所 URL、QR コード

<https://www.city.hino.lg.jp/kurashi/danjo/danjo/1017874.html>



日野市ホームページ掲載 ID 1017874